

浜松市事業共催及び後援名義に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、団体等が事業を実施するにあたり、浜松市（以下「市」という。）が共催又は後援をする場合の基準及び事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 共催 市が企画運営に参加する事業又は人的若しくは経費的な負担を通じて参加する事業に対し、共同開催者として名義の使用を承諾することをいう。
- (2) 後援 市が主催者の行う事業の趣旨に賛同し、名義の使用を承諾することをいう。

(名義の名称)

第3条 市長が承諾する共催及び後援の名義は、「浜松市」とする。

(承諾基準)

第4条 共催又は後援する事業等が、次の各号のいずれかに該当するものであってはならない。

- (1) 事業の実施によってその効果が特定の政党、政治的団体、政治家その他これらに類する者に対する援助、助長、宣伝、又は圧迫、干渉になるもの
- (2) 事業の実施によってその効果が特定の宗教に対する援助、助長、宣伝、又は圧迫、干渉になるもの
- (3) 営利を主目的とするものや、特定の団体への加入勧奨、募金や署名等の強要が行われるもの
- (4) 広く市民に参加の機会が与えられていないもの
- (5) 公序良俗に反するもの及び反社会的行為を行っている団体（集団）
- (6) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の利益につながるもの
- (7) 市の施策に係る方針に反するもの
- (8) その他市長が必要とする要件を満たさないもの

2 前項に定めるもののほか、共催又は後援する事業は、次の各号の要件を満たしているものでなければならない。

- (1) 事業計画が明確で主催者の行事遂行能力が十分であると判断されるものであること
- (2) 事業の目的及び内容が市民生活の向上に寄与するもので公益性のあるもの
- (3) 事業の開催地及び主催者の所在地が浜松市内であること。ただし、浜松市民の参加状況、市の施策への寄与度・親和性等を総合的に勘案し、共催又は後援を承諾することが適当と認められる場合は、この限りでない。
- (4) 周辺地域への影響を考え、必要に応じて地域住民や関係団体等の理解が得られていること

(申込)

第5条 共催又は後援を受けようとする主催者は、事業開催日の30日前までに事業共催・後援承諾申込書(第1号様式)を、第10条に定める事務取扱担当課(以下「担当課」という。)に提出しなければならない。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

2 前項に定める書類には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

- (1) 主催者の定款、寄附行為、規約又は活動目的及び活動内容を示す書類
- (2) 事業の企画書、開催要項又は事業目的及び事業計画を示す書類
- (3) 収支予算書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(承諾等の通知)

第6条 市長は、共催又は後援を承諾する場合には、事業共催・後援承諾通知書(第2号様式)を、承諾しない場合には、事業共催・後援不承諾通知書(第3号様式)を、主催者に交付するものとする。

(事業中止等の届出)

第7条 主催者は、共催又は後援の承諾を受けた後に事業の中止又は事業内容等の変更があった場合には、速やかに担当課にその旨を届け出なければならない。

(報告)

第8条 主催者は、共催又は後援を受けた事業の終了日から30日以内に共催・後援事業報告書(第4号様式)を担当課に提出しなければならない。

(承諾の取消)

第9条 市長は、共催又は後援を承諾した後、当該事業が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合、事業共催・後援承諾取消通知書(第5号様式)を主催者に交付し、承諾を取消すものとする。

- (1) 第4条に定める要件を具備しなくなったと認められるとき
- (2) 第5条に定める申込書等の内容に虚偽の事項があったとき
- (3) その他不適当な行為があると認められるとき

(事務取扱担当課)

第10条 共催の申込受付、承諾等に係る事務は、当該事業の共同開催者となる課等において行うものとする。

2 後援の申込受付、承諾等に係る事務は、事業の開催地を区域に有する区役所の、当該事業の趣旨に関連する事務を所管する課等において行うものとする。ただし、他に適する課等がある場合は、この限りでない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 浜松市事業後援に関する取扱要綱（平成17年5月24日制定）及び浜松市事業共催に関する取扱要綱（平成17年5月24日制定）は、廃止する。
- 3 この要綱の施行時において、既に行われた申込等の取扱いは、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年6月28日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に従前の規定により調製した用紙がある場合は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年7月28日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に従前の規定により調製した用紙がある場合は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年3月30日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に従前の規定により調製した用紙がある場合は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年2月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に従前の規定により調製した用紙がある場合は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月4日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に従前の規定により調製した用紙がある場合は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年10月20日から施行する。
- 2 改正後の第4条の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる事業共催・後援承諾の申

込みについて適用し、同日前にされた事業共催・後援承諾の申込みについては、なお従前の例による。

- 3 この要綱の施行の際現に従前の規定により調製した用紙がある場合は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月22日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に従前の規定により調製した用紙がある場合は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年5月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に従前の規定により調製した用紙がある場合は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年7月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条第2項第4号の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる事業共催・後援承諾の申込みについて適用し、同日前にされた事業共催・後援承諾の申込みについては、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際現に従前の規定により調製した用紙がある場合は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

年 月 日

事業共催・後援承諾申込書

(あて先) 浜松市長

(主催者) 所在地

団体名

代表者氏名

(押印省略)

次の事業等について、浜松市の共催又は後援の承諾を受けたいので、関係書類を添えて申します。なお、以下に記載した内容については、相違ありません。

※□箇所は、いずれかにチェックしてください。

共催又は後援	☐ 共催	☐ 後援
事業名 (イベント名)		
他の共催・後援予定者		
開催日時	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで	
開催場所	所在地： ※区名・町名 (丁目) まで記載 開催施設名等：	
目的・趣旨		
入場料等	☐ 無料 ☐ 有料 (金額：) ※有料の場合は金額を記入	
一般向け問い合わせ先	事務局名 Tel () - ※市民からの問い合わせに対し、案内可能な電話番号がある場合はご記入ください。	
市からの承諾通知書の受取方法	☐ 窓口 ☐ メール ☐ 郵送	
連絡先 (承諾書等の送付先)	〒 - 住所 氏名 Tel () - メールアドレス	
浜松市マスコットキャラクター「出世大名家康くん (絵)」、 「出世法師直虎ちゃん (絵)」使用希望	☐ あり (メールアドレス必須) ☐ なし	
「天竜川・浜名湖地域 12 市町村合併 20 周年記念」の冠付け希望	☐ あり ☐ なし	
【確認事項】 要綱第4条関係 右記を確認いただき、 相違なければそれぞれに チェックしてください。 ※ ひとつでもチェッ クのない場合は、 承諾できません。	共催又は後援を申し込む事業等が、次のいずれにも該当しません。 ☐ 事業の実施によってその効果が特定の政党、政治的団体、政治家その他これらに類する者に対する援助、助長、宣伝、又は圧迫、干渉になるもの ☐ 事業の実施によってその効果が特定の宗教に対する援助、助長、宣伝、又は圧迫、干渉になるもの ☐ 営利を主目的とするものや、特定の団体への加入勧奨、募金や署名等の強要が行われるもの ☐ 広く市民に参加の機会が与えられていないもの ☐ 公序良俗に反するもの及び反社会的行為を行っている団体 (集団) ☐ 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の利益につながるもの ☐ 市の施策に係る方針に反するもの 共催又は後援を申し込む事業は、次の要件の全てを満たしています。 ☐ 事業計画が明確で主催者の行事遂行能力が十分であると判断されるものであること ☐ 事業の目的及び内容が市民生活の向上に寄与するもので公益性のあるもの ☐ 事業の開催地及び主催者の所在地が浜松市内であること。ただし、浜松市民の参加状況、市の施策への寄与度・親和性等を総合的に勘案し、浜松市の共催又は後援を受けることが適当な場合は、この限りでない。 ☐ 周辺地域への影響を考え、必要に応じて地域住民や関係団体等の理解が得られていること	
添付書類	■ 主催者の定款、寄附行為、規約又は活動目的及び活動内容を示す資料 ■ 事業の企画書、開催要項又は事業目的及び事業計画を示す資料 (ちらし、パンフレット、プログラム、前回事業の資料などを含む) ■ 収支予算書	

※メールで申し込む場合は、メールの件名に【事業共催・後援承諾申込書】と明記してください。

様

浜松市長

(公印省略)

事業共催・後援承諾通知書

年 月 日付けで申込みのありました事業について、次のとおり承諾します。

・ 事業名（イベント名）

・ 承諾名義区分 共催 ・ 後援

・ 承諾に当たっての条件

- 1 印刷物の共催又は後援欄には、「浜松市」と表示してください。
- 2 浜松市マスコットキャラクター「出世大名康くん（絵）」、「出世法師直虎ちゃん（絵）」、「天竜川・浜名湖地域12市町村合併20周年記念」の冠付けを使用する場合は、それぞれの使用要綱等を遵守してください。（※使用については、申し込み時に希望した事業に限ります。）
- 3 事業計画を変更した場合は、直ちに届け出てください。
- 4 後援の承諾については、名義使用のみを承諾し、市は当該事業の人的若しくは経費的な負担を行いません。
- 5 事業運営にあたっては、公衆衛生、公害防止等について十分な措置をとってください。また、事業実施に伴い事故等が発生した場合は、主催者で責任を持って善処してください。
- 6 以下の事項に当てはまる事業であることが判明した場合は、承諾を取り消します。
 - (1) 事業の実施によってその効果が特定の政党、政治的団体、政治家その他これらに類する者に対する援助、助長、宣伝、又は圧迫、干渉になるもの
 - (2) 事業の実施によってその効果が特定の宗教に対する援助、助長、宣伝、又は圧迫、干渉になるもの
 - (3) 営利を主目的とするものや、特定の団体への加入勧奨、募金や署名等の強要が行われるもの
 - (4) 広く市民に参加の機会が与えられていないもの
 - (5) 公序良俗に反するもの及び反社会的行為を行っている団体（集団）
 - (6) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の利益につながるもの
 - (7) 浜松市の施策に係る方針に反するもの
 - (8) その他市長が必要とする要件を満たさないもの
- 7 事業終了後、終了日から30日以内に共催・後援事業報告書（第4号様式）を担当課あてに提出してください。（提出がない場合、次回の承諾を行わないことがあります。）

【担当課】〒0000-0000

浜松市〇〇区〇〇町000-0

浜松市〇〇部〇〇〇〇課

TEL 000-000-0000 FAX 000-000-0000

E-mail : oooooo@city.hamamatsu.shizuoka.jp

(第3号様式)

浜 第 号
年 月 日

様

浜松市長

(公印省略)

事業共催・後援不承諾通知書

年 月 日付けで申込みがありました事業につきましては、次の理由により不承諾となりましたので、通知いたします。

- ・ 事業名（イベント名）
- ・ 不承諾の理由

【担当課】〒0000-0000

浜松市〇〇区〇〇町000-0

浜松市〇〇部〇〇〇〇課

TEL 000-000-0000 FAX 000-000-0000

E-mail: 000000@city.hamamatsu.shizuoka.jp

年 月 日

共催・後援事業報告書

(あて先) 浜松市長

(主催者) 所在地

団体名

代表者氏名

(押印省略)

浜松市の共催又は後援の承諾を受けて実施した事業が終了しましたので、次のとおり報告します。

共催又は後援	☐ 共催 ・ ☐ 後援 ※承諾を受けたものにチェックしてください。
事業名(イベント名)	
他の共催・後援者	
開催日時	年 月 日() 時 分から 年 月 日() 時 分まで
開催場所	所在地： 区名・町名(丁目)まで記載 施設名等：
入場者数	
入場料等	☐ 無料 ・ ☐ 有料(金額：) ※有料の場合は金額を記入
結果(状況)	
連絡先	住所：〒 - 氏名： 電話番号：

※ 参考資料(ちらし、パンフレット、プログラム等)がある場合は、添付してください。

(第5号様式)

浜 第 号
年 月 日

様

浜松市長

(公印省略)

事業共催・後援承諾取消通知書

年 月 日付け浜 第 号で承諾した事業につきましては、次の理由により承諾を取り消しますので、通知いたします。

- ・ 事業名（イベント名）
- ・ 取り消す理由

※ 印刷物等にある浜松市名義の共催又は後援の表示を、直ちに抹消してください。

【担当課】〒0000-0000

浜松市〇〇区〇〇町000-0

浜松市〇〇部〇〇〇〇課

TEL 000-000-0000 FAX 000-000-0000

E-mail : 000000@city.hamamatsu.shizuoka.jp